

岡山市風致地区条例 許可基準に関するQ&A

| | |
|-----------|---|
| 建ぺい率について | 風致地区条例による建ぺい率の制限に対して、角地緩和はありません。 |
| 壁面後退について | 壁面後退の対象になるものとしては、外気に開放されている壁及び柱を言い、ベランダ、開放廊下、階段、出窓、戸袋その他これらに類するものの手すり又はその面、並びに、ポーチ・片持ち屋根等の支柱です。 |
| 建物の高さについて | 平均地盤面から建物の上端までの高さです。塔屋（機械室や排水タンク等）も規模にかかわらず高さの対象となります。 |